

備前焼振興事業補助金制度

備前市では、伝統工芸品である備前焼の魅力発信や販路拡大、後継者育成など国内外でその発展や振興につながるような事業を実施する団体に対し、その経費の一部を助成します。

対象者：備前焼のPR活動、販路拡大、研究、後継者育成などの事業に係る団体

- (1) 備前市内に主たる団体を有すること
- (2) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること(規約等が無い場合は、団体の事業・構成メンバー等が分かること)
- (3) 営利活動を目的としない事業者であること
- (4) 政治的活動及び宗教上の教義を広める活動を目的としないこと
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと

(次に掲げる経費は補助対象外)

- (1) 販売に係る経費
- (2) 補助対象者の懇親会等に係る経費
- (3) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (4) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- (5) 市長が不適当と認めるもの

〈補助率・額：市が精査し補助額、対象者を決定〉

- ・補助率：補助対象経費に対する1/2以内
- ・補助額：限度額50万円

〈募集・事業期間〉

- ・補助金申請書は、令和6年10月24日(木)までに備前焼振興課に提出
- ・補助金交付決定後に事業開始 **※事業実施後の補助申請は認められません。**
- ・令和6年3月31日(月)までに事業を完了し、市に実績報告書を提出
 - ※年度内に事業が完了しないものは補助の対象になりません。
 - ※予算の範囲内で事業選定を行い、予算が無くなり次第終了します。

例として(魅力的、集客力のある事業)

- ・備前焼イベント(備前焼フェア関連イベント等)
- ・新商品開発(コラボ企画、返礼品開発など)
- ・料理、茶、花等を使った集客イベント
- ・海外からの誘客につながる事業
- ・若者向け、新規開拓を目的とした事業
- ・他の産地とのコラボ事業、研究など

【お問い合わせ先】

〒705-8602 備前市東片上126 TEL0869-64-1887 FAX0869-64-3845

備前市備前焼振興課

Mail bzbizenyaki@city.bizen.lg